

京 都 大 学 入 学 試 験 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(入学試験実施委員会)</p> <p>第6条 委員会に、学部学生の入学者選抜試験の実施に関し必要な事項を審議するため、入学試験実施委員会を置く。</p> <p>2 入学試験実施委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(入学試験実施委員会及び特色入試実施委員会)</p> <p>第6条 委員会に、学部学生の入学者選抜試験の実施に関し必要な事項を審議するため、入学試験実施委員会及び特色入試実施委員会を置く。</p> <p>2 前項の審議事項のうち、一般入試に関する事項は入学試験実施委員会において、特色入試に関する事項は特色入試実施委員会において審議する。</p> <p>3 入学試験実施委員会及び特色入試実施委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成26年11月1日から施行する。</p>